

第3弾天龍村地元店舗応援券発行事業 取扱店募集要領

1 目的

この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費支出の低迷に対し、消費喚起と地元店舗の事業継続及び売上拡大を図るとともに収入減による生活支援を目的とし、第3弾天龍村地元店舗応援券（以下「応援券」という。）を発行することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 応援券の発行について

- (1) 名称 第3弾天龍村地元店舗応援券
- (2) 発行者 天龍村
- (3) 対象者 令和3年10月1日現在で、天龍村に住所を有する者
令和3年10月2日から同年12月31日までに天龍村に転入届を提出した者
- (4) 発行額 3,000,000円
- (5) 支給額 村民1人当たり2,500円（500円券×5枚綴り）
- (6) 有効期間 令和3年11月1日から令和4年1月31日

3 取扱いにおける厳守事項

- (1) 応援券は物品等の購入及びサービスの提供において利用できる。
- (2) 応援券を現金化することはできない。
- (3) 応援券額面に利用が満たない場合でもつり銭は支払わない。
- (4) 物品購入等による不足分は現金等で支払う。
- (5) 有効期間を過ぎた応援券は受け取らない。
- (6) 応援券の紛失及び盗難に対し、天龍村はその責を負わない。

4 応援券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、水道料金等の公共料金等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (3) たばこ
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ、プリペイドカードへの入金
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (6) 医療保険や介護保険等の一部負担金
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

5 取扱店の加盟資格

- (1) 村内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の①から③に該当する事業者を除いたもの。ただし、村長が特に認めたときは、この限りでない。
 - ① 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - ② 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等である事業者

③ 上記「4 応援券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを扱う事業者

(2) 取扱店一覧表作成における店舗等の情報掲載及び天龍村ホームページ、リーフレット等により広報を行うことについて承諾すること。

6 取扱店の責務等

(1) 利用者が持ち込んだ応援券は、受け取る前に問題がないか確認し、偽造された応援券と判別できる場合は、応援券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに天龍村役場地域振興課（以下「地域振興課」という。）に報告すること。

(2) 応援券を受け取った際は、他店での再利用を防止するため、右上のミシン目を切り取り、裏面の所定欄に取扱店及び利用日を記入し、既に当該箇所の記入がある場合は受け取りを拒否すること。

(3) 応援券の交換及び売買は行わないこと。有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された応援券のみ換金すること。

(4) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないこと。

(5) 利用者から受け取った応援券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。

(6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）及び天龍村暴力団排除条例（平成23年天龍村条例第24号）を遵守すること。

7 申請手続き

(1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ「取扱店登録申請書（様式第1号）」に必要事項を記入し、地域振興課へ郵送又は直接提出すること。

(2) 申請書の提出先

〒399-1201 天龍村平岡878番地 天龍村役場地域振興課

(3) 申請期間

令和3年9月22日より随時

(4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、村の審査を経て取扱店として承認を行う。承認した場合には後日「取扱店登録証明書（様式第2号）」を郵送し、結果を通知する。

8 換金

(1) 換金方法

取扱店は、地域振興課へ「換金申請書（様式第3号）」と利用済応援券を直接提出し、申請書の控えを受け取ること。

(2) 換金期間

利用済応援券を月毎にまとめ、利用月から2ヶ月を経過する前に申請すること。ただし、最終の申請は、令和4年2月28日までとする。

(3) その他

換金は口座への振込とし、現金での換金は行わない。

9 換金の拒否等

村長は、申請の内容に虚偽の事実があったとき又はこの「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消すことができる。また、違反により損害金が生じた際は、請求することができる。

10 その他留意事項

この「募集要領」に記載されていない事項は、地域振興課と協議を行うこと。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(様式第2号)

第3弾天龍村地元店舗応援券 取扱店登録証明書

登録番号

登録年月日

事業所名

代表者名

上記の事業者を「第3弾天龍村地元店舗応援券」取扱店であることを証明します。

令和 年 月 日

天龍村長

永嶺 誠 一

(様式第3号)

第3弾天龍村地元店舗応援券換金申請書

令和 年 月 日

天龍村長 殿

利用済応援券の換金をしたいので、第3弾天龍村地元店舗応援券発行事業の取扱店募集要領により申請します。

申請者の住所及び氏名 (法人その他の団体にあつては、 所在地、名称及び代表者氏名)	住 所	
	氏 名	(印)
利 用 月	令和 年 月	
換金申請枚数及び金額	500円券× 枚= 円	
	合 計 _____ 円	
振 込 先 口 座 (初回申請時のみ記入)	(金融機関名)	(支店名)
	(種 別)	普 通 ・ 当 座
	(口座番号)	
	フリガナ (口座名義人)	

※申請の際は、利用済応援券を添付して提出してください。

役場受付印